(令和4年度概算要求)

令和3年9月30日現在 復興庁ボランティア・公益的民間連携班

目 次

【生活支援】		
被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)		1
被災者見守り・相談支援事業(被災者支援総合交付金)		3
仮設住宅サポート拠点運営事業(被災者支援総合交付金)		5
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)		7
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業(被災者支援総合交付金)		9
復興支援員		11
放課後児童健全育成事業		13
【まちづくり】		
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業		15
被災者見守り・相談支援事業(被災者支援総合交付金)	(再掲	3)
復興支援員	(再掲	11)
【医療・健康相談】		
緊急スクールカウンセラー等活用事業		17
仮設住宅サポート拠点運営事業(被災者支援総合交付金)	(再掲	5)
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)	(再掲	7)

【教育・子育て】

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業(被災者支援総合交付金) 19 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金) (再掲 7) 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業(被災者支援総合交付金) (再掲 9) 放課後児童健全育成事業 (再掲 13) 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (再掲 17)

【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業	21
地域経済産業活性化対策費補助金(地域の伝統・魅力等発信支援事業)	23
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(誘客コンテンツ開発等支援事業)	25
復興支援員 (再掲・	11
【環境・山村・漁村等保全】	
特定森林再生事業	27
森林環境保全直接支援事業	28
絆の森整備事業	30
漁場保全の森づくり事業	31
農業用水保全の森づくり事業	32
森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策	34
水産多面的機能発揮対策	36
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	38
【分野横断】	
NPO 等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業	40
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(つながり創出を通じた 地域活性化支援事業)	42

記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、令和4年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。
- 2 予算額の欄の「4年度要求額」及び「3年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。
- 3 「NPO 等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。
- 4 「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者 です。
- 5 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な
<u> </u>	人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環
400(9	境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
北 マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関す
教育・子育て	るもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関
惟用又抜・性未又抜	するもの
環境・山村・漁村等	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境
保全	全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

事業名		被災者支援総合事業 (被災者支援総合交付金)							
担当府省名	復興庁	復興庁							
担当部署・連	絡先一被領	災者支援班		03-6328	-0271				
NPO 等による 申請の際の		復興庁被災者支援	班						
予算額 (億円)	4年度要求額	120 の内数	3年度 予算額	125 の内数					
本事業の対象 対象者		県、市町村、NPO 等							
NPO 等による	申請先	_							
分類	〇生活	支援	事業の実施期間		-				
事業の概要	生活再發	進展に伴い、自治(建支援、コミュニラ 支援コーディネー	ティ形成支援、「心	この復興」、被	災者生活支援、				

被災者支援総合交付金(復興庁被災者支援班)

令和4年度概算要求額 120億円

(令和3年度予算額 125億円)

事業概要•目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転 後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域に おける生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の 実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」や コミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、 手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供 などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的 な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援 等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
- ・住宅・生活再建支援
- ・コミュニティ形成支援

「心の復興」

- 県外避難者支援
- ・高齢者等日常生活サポート ・被災者支援コーディネート

Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業
- Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営
 - ③仮設住宅サポート拠点運営事業

Ⅳ. 被災地における健康支援

4)被災地健康支援事業

V. 被災者の心のケア支援

⑤被災者の心のケア支援事業

Ⅵ. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- 8子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ 交付金の交付 県• 復興庁 予算の配分 各省庁 市町村 等 交付金の交付 予算の移替え

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事 業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の 実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

事業名		被災者見守り・相談支援事業 (被災者支援総合交付金)						
担当府省名	厚生労働:	省(にて一括計上)						
担当部署・連絡先 社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111 (内 2218)								
NPO 等による 申請の際の		厚生労働省地域	福祉課、都通	道府県又は市町	村			
予算額 (億円)	4年度 要求額	120 の内数	3年度 予算額	125 の内数				
本事業の対象 対象者		岩手県、宮城県、福島県						
NPO 等による	5申請先	県又は市町村						
分類	〇まちづ 〇生活支		事業の実施	期間	-			
事業の概要		よる見守り・相談 災者の日常的な見						

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和4年度概算要求額:120億円の内数 (令和3年度予算額:125億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、 多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の 活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。



② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。



③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。



④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。



→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

	<u> </u>							
事業名		仮設住宅サポート拠点運営事業 (被災者支援総合交付金)						
担当府省名		厚生労働省 (復興庁にて一括計上)						
担当部署・連絡	老健局認知症施策·地域介護推 進課 03-3595-2889							
NPO 等による 申請の際の		対象地域の復興	支援を担当す	る部署				
予算額 (億円)	4 年度 要求額	120 の内数	3 年度 予算額	125 の内数				
本事業の対象 対象者		大熊町及び双葉町 ※対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者						
NPO 等による	申請先	大熊町及び双葉	町					
分類	〇医療・ 〇生活支		事業の実施其	月間 -				
事業の概要	応急仮設	住宅などに入居っ	する高齢者など	どの日常生活を支えるため、				
	総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運							
	営などに必要な経費について支援する。							
				山上佐阳广林《土土琼证 /00				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

仮設住宅サポート拠点運営事業

令和4年度要求額:復興庁所管「被災者支援総合交付金」120億円の内数(復興庁で要求) (令和3年度予算額:125億円の内数)

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、 生活支援等)の運営費用等について財政支援を行う。(被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災 者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。)

- 〇 実施主体 大熊町及び双葉町
- 〇 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

(取組例)社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・ 学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援(専門相談)など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

設置箇所数(R3.4現在)	福島県
3箇所(3箇所)	3箇所(3箇所)

- ※括弧書きは前年度
- ※岩手県及び宮城県は令和元年度で終了。大熊町及び双葉町以外の福島県及び管内市町村等は令和2年度までに終了。

事業名		被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 (被災者支援総合交付金)						
担当府省名		厚生労働省 (復興庁にて一括計上)						
担当部署・連絡先 子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111 (内 4964/4960)								
NPO 等による 申請の際の		県又は市町村の 支援事業」を担		もの健康・生活	舌対策等総合			
予算額 (億円)	4 年度 要求額	120 の内数	3年度 予算額	125 の内数				
本事業の対 対象者		県又は市町村 ※事業毎に異	なる					
NPO 等による	る申請先	県又は市町村 ※事業毎に異なる						
分類	○生活支○医療・○教育・	健康相談	事業の実施期間	間	_			
事業の概要	様々な形	で被災の影響を	受けている子ど	もに対する支持	爰を実施する			
		ため、以下の取組に要する経費を補助。						
	(1)子ども健やか訪問事業							
	(2) 遊具の設置や子育てイベントの開催 (3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業							
	(4) 児童福祉施設等給食安心対策事業							

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班(03-6328-0271)

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和3年度予算額 125億円の内数 → 令和4年度概算要求額 120億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1)子ども健やか訪問事業(原子力災害被災地域)

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

- (2)<u>遊具の設置や子育てイベントの開催(原子カ災害被災地域)</u>
 - 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。
- (3) <u>親を亡くした子ども等への相談・援助事業(被災県(岩手県・宮城県・福島県)及び被災県内市町村)</u> 専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。
- (4)児童福祉施設等給食安心対策事業(原子力災害被災地域)

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

3. 実施主体等

- 〇実施主体:事業毎に設定
 - ※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助
 - ※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能
- ○補助率:定額

事業名		子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 (被災者支援総合交付金)					
担当府省名	文部科学	省 にて一括計上)					
担当部署・連	絡先 総合	教育政策局地域等	学習推進課	03-6734-32	260		
NPO 等による 申請の際の		宮城県、福島県 都市と中核市の 復興支援事業」	「子供への学習	支援による=			
予算額 (億円)	4年度 要求額	120 の内数	3年度 予算額	125 の内数			
本事業の対象 対象者		宮城県、福島県及び2県内の指定都市と中核市					
NPO 等による	6申請先	宮城県、福島県 都市と中核市	及び2県内の本	事業を実施し	している指定		
分類	〇生活支 〇教育・		事業の実施期間	1	-		
事業の概要	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。						
その他	平成 29 年度から復興庁所管の被災者支援総合交付金に統合・メニュー化 令和 2 年度まで「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」として実施						

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】

(前年度予算額 125億円の内数)

令和4年度概算要求額 被災者支援総合交付金 120億円の内数

現状· 課題

- ▶ 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、未だ学習環境が十分でないところがある。
- ▶ 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる地域コミュニティは未だ希薄化・分断化されているところもある。
- ▶ 避難指示解除等に伴い、帰還した地域のコミュニティの再構築が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、<mark>被災地のコミュニティの復興を促進</mark>する。

事業内容

- ▶ 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による子供への学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けて着実に取り組む。



事業実施により 期待される効果

- ○地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、子供の学習環境が好転。
- 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
- 地域活動の活発化により、被災地における地域課題の解決、震災からの復興につながる。

事業名	復興支援	復興支援員						
担当府省名	総務省	総務省						
担当部署・連	絡先		削造グループ な応援課			03-5253-5394		
		O;	岩手県政策地均	或部地域摄	三興室	(019-629-5194)		
NPO 等による	5相談•	0	宮城県震災復興	興・企画部	『地域復	夏興支援課		
申請の際の	連絡先	(()22-211-2424)					
		Oi	福島県企画調整	೬部地域 摄	長興課	(024-521-7114/7118)		
予算額	4 年度		震災復興特	3年		震災復興特		
(億円)	要求額		別交付税に	予算		別交付税に		
(1001.37)	Z7\12		より措置			より措置		
本事業の対象	象地域•		東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、					
対象者	· ·等	「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・227						
		市町村)						
NDO ケート	⋜∊ ऻ ा≡≢ः⊬	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、						
NPO 等による	の甲萌尤	「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9 県・227 市町村)						
	〇生活支		4) T) /					
分類	〇まちづ		J	事業の実	施期問	_		
73 /5			産業支援	T X • 7 X				
 事業の概要	被災地方	公共	は団体が「復興	· ·支援員」	を配置	■ し、被災者の見守りやケ		
	ア、地域	おこ	し活動の支援	等の「復興	興に伴	う地域協力活動」を通じ、		
	コミュニ	ティ	,再構築を図る	。総務省	は、「復	[興支援員」を配置する被		
	災地方公	災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費						
	用を財政措置する。(復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事							
	務を被災	務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者に委託する場合の委託費						
	について	も財	才政措置の対象	とするも	のであ	るが、NPO 等民間事業者		
	の活動支	援を	行うものでは	ないこと	に留意	。)		

「復興支援員」制度について

制度の概要

- ○目 的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 〇実 施 主 体:被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- ○設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- ○期 間: 概ね1年以上 ※第2期復興·創生期間(R3~R7)中
- ○総務省の支援

【(9県・227市町村)

- ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度~)
- ⇒ 報償費等及び所要の活動経費について特別交付税措置
- ※地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」(注)については、令和7年度で措置を終了する。
- ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、 募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 262名(令和2年度復興特交算定ベース) 24団体(3県・21市町村)

(注)「地域おこし活動の支援等」とは、復興支援員が従事する活動のうち、 「心のケア等の被災者支援」以外のもの。



務省

復興に伴う地域協力活動の例

〇住民の生活支援、見守り・ケア

(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)

- ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
- ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災 コミュニティの連絡調整

〇地域おこしの支援

- ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- ・都市との交流事業実施の応援等
- ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取組の 応援等

〇農林水産業への従事等

※具体の内容については、各被災地方公共団体が委嘱において 地域の実情に応じ定める

(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

して委嘱

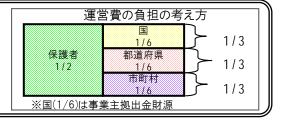
事業名	放課	放課後児童健全育成事業							
担当府省名		厚生労働省							
子ども家庭局子育て支援課健全育成 担当部署・連絡先 推進室 (子ども・子育て本部)						03-5253-1111 (p (03-5253-2111 38353))			
NPO 等による 申請の際の			各市町村の放課	後」	児童クラブ担語	当部署			
予算額 (億円)				Į	3 年度 予算額	1, 673 の内数			
本事業の対象 対象者		-	全国						
NPO 等による	6申請	先	市町村						
分類	分類 〇生活支援 〇教育・子育て 事				手業の実施期間	-			
事業の概要	童に て遊	対し 切な	、授業の終了後	等に 場を	ニ小学校の余裕 そ与えて、その	小学校に就学し 終教室、児童館等)健全な育成を図	を利用し		

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,673億円の内数 → 令和4年度要求額 1,673億円+事項要求の内数(内閣府予算)

○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

実施主体:市町村(特別区を含む) ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



1. 運営費等

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- (1)障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ②待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施する ために必要な賃借料等に対する補助
- ③放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4)障害児受入強化推進事業等

(3) の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ①18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ②放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 研修関係

(1)放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

3. 施設整備費

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ(平成28年度からの継続)>

公立の場合: (嵩上げ前) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→ (嵩上げ後) 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

4. その他

I 子どもの居場所の確保

(1) 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

(2) 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

Ⅱ 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブの質の向上[「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施]

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

事業名	「脱炭	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業						
担当府省名	環境省	環境省						
担当部署・連	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事で 福島再生・未来志向プロ クト推進室			事官付	03-3581-2788			
NPO 等による 申請の際の3		-						
予算額 (億円)	4 年度	4年度 3年度 要求額 予算額			5			
	本事業の対象地域・ 対象者等 自治体、企業、NGO、NPO等							
NPO 等による	申請先	_						
分類	Oまち	づく	IJ	事業の実施	期間 令和7年月	度まで		
事業の概要	原子力災害以降、環境再生事業の実施にあたって、周辺市町村や住民には苦渋の決断と多大な負担を強いており、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。							

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



【令和4年度要求額500百万円(500百万円)】



福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

• 原子力災害以降、環境再生事業の実施にあたって、周辺市町村や住民には苦渋の決断と多大な負担を強いており、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」と両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO2削減効果のある再生可能エネルギーや廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS(フィージビリティー・スタディー:実現可能性調査)事業を実施する。

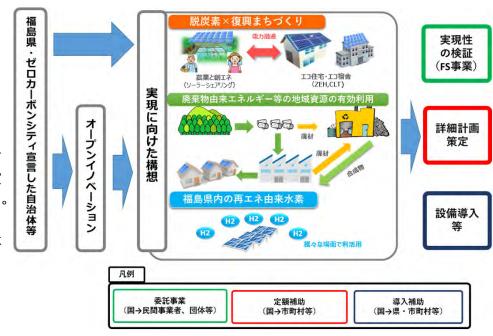
(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助 福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、これらの実現に向けた計画策定と、その計画に位置づけられた自立・分散型エネルギーシステムの導入の支援を行う。 事業の実施にあたっては、当該箇所の市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定(又は策定予定)を要件とする。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 (1) 委託事業
 - (2) 計画策定(2/3 上限1,000万円)、導入等補助(1/3、1/2、2/3、3/4)
- ■委託先・補助対象 民間事業者・団体・大学・地方公共団体
- ■実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 事業イメージ

「脱炭素×復興まちづくり」を支援

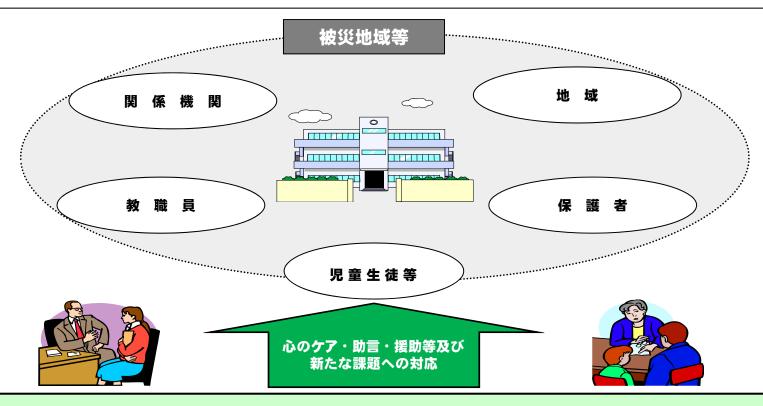


お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話:03-3581-2788 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課温暖化対策事業室 電話:03-5521-8339

事業名	緊急スク [.]	緊急スクールカウンセラー等活用事業							
担当府省名		文部科学省 (復興庁にて一括計上)							
担当部署・連	絡先 初等	中等教育局児童生	主徒課	03-6734-32	99				
NPO 等による 申請の際の		文部科学省初等	中等教育局児童	重生徒課(03-	-6734-3299)				
予算額 (億円)	4年度 要求額	17	3年度 予算額	17					
本事業の対象 対象者		被災地及び被災した児童生徒等が避難している地域							
NPO 等による	6申請先	当該事業の補助を受ける自治体							
分類	〇医療・ 〇教育・		事業の実施期	間	-				
事業の概要	助、学校:課題に対	児童生徒等の心の教育活動の復興式 なするため、スク (NPO 等民間事業者 、被災自治体から	を援、福祉関係 フールカウンセ 者については、	機関との連携 ラ一等を活用 被災自治体と	誘調整等様々なする経費を支の連携強化の				



- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。
- ※ 平成23~27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を 学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



・スクールカウンセラーの配置 公認心理師、臨床心理士、精神科医等

・スクールソーシャルワーカーの配置 社会福祉士、精神保健福祉士 等

・心のケアに資するための支援活動事業

— 対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10/10

事業名		福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 (被災者支援総合交付金)								
担当府省名		文部科学省 (復興庁にて一括計上)								
担当部署・連	03-6734-205	56								
NPO 等による 申請の際の		福.	島県教育庁社	会教育課(024-5	521–7799)					
予算額 (億円)	4年度要求額	-	120 の内数	3年度 予算額	125 の内数					
本事業の対象 対象者		福.	福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)							
NPO 等による	る申請先	福.	福島県							
分類	〇教育・	子育	で	事業の実施期間	∄	-				
事業の概要	福島県内	の子	∸供を対象とし	して、学校や社会	会教育団体等が	が実施する自				
	然体験活	動や	り県内外の子信	共たちとの交流活	舌動を支援する	5.				
= 11 1. 1				りか出し ひた には						

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(前年度予算額:125億円の内数) 令和4年度概算要求額:120億円の内数 (東日本大震災復興特別会計)

趣旨

事

業

内

容

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。

(1)対象者

福島県内の児童生徒(小中学生)等

(2)実施主体

福島県(教育委員会)

(3)対象事業

福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業

〇自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)

〇地域性を活かした体験活動等(地域の企業見学、住民との交流等)

(4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

※令和2年度実績

【小•中学校】

109件 (5, 232人)

【幼稚園・保育所】

9件(321人)



※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。

子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する 被災者を支援するため、(中略) 自然体験活動等を通じた心身の健 康の保持に関する施策(中略) その他の必要な施策を講ずるものと する。

(平成24年6月27日法律第48号)

東京電力原子力事故により被災した子どもを はじめとする住民等の生活を守り支えるため の被災者の生活支援等に関する施策の推進 に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

Ⅲ 被災者生活支援等施策に 関する基本的な事項

(中略)福島県の子どもの自然体験活動への支援(中略)など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む。

(平成27年8月25日) 被災者生活支援等施策の推進に関す る基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子供に対する支援の強化

(主な課題(抜粋))

- ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている 子どもを支える。

(主要な対応する施策)

・(中略)「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援 事業」を平成26年度から実施。

(平成25年12月13日) 被災者に対する健康・生活支援 に関する施策パッケージ

福島県からの要望

Ⅲ 32(1)福島の復興·自然体験活動 に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験活動・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(令和2年6月24日)

ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

事業名	原子力災	原子力災害対応雇用支援事業							
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)								
担当部署・連絡先 職業安定局地域雇用対策課 03-5253-1111 (内 5794)									
NP0 等による ² 申請の際の選		福島県商工労働部	雇用労政課(02-	4–521–7290)					
予算額 (億円)	4年度要求額	制度要求							
本事業の対象 対象者等	地域•	実施地域:原子力災害被災 12 市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)及びその出張所等所在自治体(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市及び三春町) 対 象 者:福島県被災求職者							
NPO 等による	申請先	福島県又は原子力 自治体		11120-001	五 医沙 专沙 正				
分類	〇雇用式	5援・産業支援	事業の実施期間	令和4年	度末まで				
事業の概要		僕・NPO 等への委託 月・就業機会を提供			皆に対して一時				

原子力災害対応雇用支援事業

令和4年度要求額 制度要求 (令和3年度予算額 制度要求)

趣旨

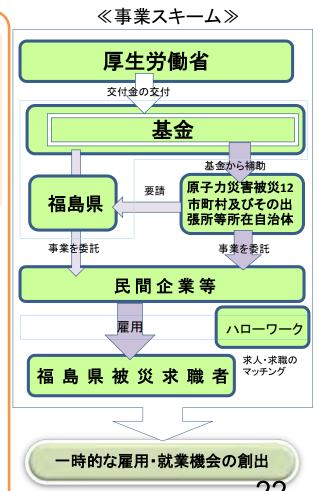
- 長引く原子力災害の影響により、依然として約3.5万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 令和4年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者や被災後長期的に不安定な雇用状態にあった方が労働市場に 流入することが予想されるものの、被災12市町村においては事業所の地元再開率は31%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用 機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

- ◆事業内容
- ○事業開始可能期間: 令和4年度末まで
- 〇実施地域:原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体
- 〇対象者:福島県被災求職者
 - ①原子力災害発生により福島県に所在する事業所を離職した者
 - ②発災時に福島県に居住していた者

のいずれかに該当し、かつ過去1年間に原子力災害被災12市町村で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

- 〇雇用期間:1年以内
- ◆ 事業概要
- 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。
- ◆ 実施要件
- 福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体が実施する原子力災害由来 の事業であって他の事業で措置できない事業であり、かつ既存事業の振替でない事業を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 〇 雇用期間終了後更新可
- ◆ 事例
 - O 被災地域地場産品風評払拭PR業務
 - 〇 公共施設等放射線測定業務
- 被災児童・生徒のための送迎用スクールバスの添乗業務



事業名	地域経済	地域経済産業活性化対策費補助金(地域の伝統・魅力等発信支援 事業)								
担当府省名	, .,,	経済産業省 (復興庁にて一括計上)								
経済産業省大臣官房福島復興推進 担当部署・連絡先 グループ 福島広報戦略・風評被 03-3501-2883 害対応室										
NPO 等による相談・										
予算額 (億円)	4 年度 要求額	2.3の内数	3年度 予算額	2.3の内数						
本事業の対象 対象者等		民間団体等								
NPO 等による	申請先	執行団体(事業の委託先)								
分類	〇雇用式	支援・産業支援	事業の実施期間]	-					
事業の概要	害の払持	福島県(特に被災12市町村)の伝統・魅力等の発信により、風評被害の払拭や交流人口増加に向けた具体的な成果に資する取組を補助します。								

地域の魅力等発信基盤整備事業 ^{令和4年度概算要求額} 2.3億円(2.3億円)

事業の内容

事業目的·概要

- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展しています。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国民が復興の状況を知る機会が限られ、情報の「固定化」や「風化」が進んでいます。
- 本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評被害の払拭や交流人口の増加に向けた取組を補助することで、民間主導で正確な情報が発信される基盤を整備します。
- 併せて、国自身も被災12市町村を中心とした福島の復興状況や魅力を、国内外に対して戦略的かつ効果的に発信し、それを通じて正確な情報が発信される基盤を整備します。

成果目標

民間団体等による福島の伝統・魅力等を発信する事業への補助 と、国による福島に関する正確な情報発信を通じて、民間企業等 が安定的に事業を行うことができる環境の整備を推進します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

(1) 補助 補助 **民間団体等 民間団体等** 定額(10/10)以内 定額(10/10)、 2/3、1/2以内

民間団体等

事業イメージ

(1) 地域の伝統・魅力等発信支援事業

- ・ 民間団体等による、地域の伝統・魅力等の発信により風評被害の払拭や 交流人口の増加などを目指す取組を支援する。
- 民間団体等が実施する取組に対して、専門的な知見を有するアドバイザー の仲介等のサポートを行う。

地域の伝統・魅力の発信

風評被害の払拭・ 交流人口の増加

- ✓ 効果的な発信
- ✓ 展示会への出展
- ▼ 成小云への山展✓ イベントの開催
- ✓ データの活用 等



(2) 地域の魅力等戦略的発信事業

- 被災12市町村を中心とした福島県の復興状況や魅力について、仮説に基づいたターゲット別の有効なコンテンツを制作。戦略的かつ効果的な手法により発信を行うとともに、発信後は効果分析を行う。
- 交流人口拡大や風評被害対策の在り方等のための調査事業を実施。





and all the	原子力	力災害	ことる被災事業	養者の自立等	支援	———— 事業		
事業名	(誘る	タコン	ァテンツ開発等す	支援事業)				
ID VV 는 VS A	経済	産業省	ì					
担当府省名	(復興	興庁に	て一括計上)					
		経済	産業省大臣官房	福島復興				
		推進	グループ 福島	新産業・				
担当部署·連		雇用	創出推進室			501–8574		
			産業省大臣官房		03–3	5501–1356		
			グループ 福島 い西港大将宮	事業・な				
NDO ケートフ	十口三火		い再建支援室	그수!!!!###				
NPO 等による 申請の際の:			島新産業・雇用 島事業・なりれ		安			
予算額			西子木 なりれ	3年度	± .			
(億円)	•	4 年度 要求額 29.7 の内数 予算額				9の内数		
	補助対象事業者は、福島浜通り地域 15 市町村で事業を行う							
大古光の共存	144 4 41	法。	法人、団体(任意団体を含む)。					
本事業の対象 対象者等		()	(※) 15 市町村:いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、					
>130-1	rar	JII1	川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉					
		町、	. 浪江町、葛尾	村、新地町為	及び飯	舘村		
NPO 等による	申請先	執	行団体					
分類	O雇F	用支援	後・産業支援	事業の実施	期間	令和7年原	度末まで	
事業の概要	浜通り) 地域	等において、事	事業者や NP0	による	る誘客コン	ケンツの開発	
	への3	支援を	行う。また、引	事業者等や NI	20 法,	人等が浜通	り地域等の新	
			アーケティング		_ , _			
	査・分析や、検討に要する人件費、動画等の広報への支援を行う。							
	なお、いわき市、相馬市、新地町における事業については、その他 12 市町村間との連携を必須とする。							
	12 市	山村間	ョとの理携を必須	須とする。				

福鳥新産業・雇用創出推進室

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

令和4年度概算要求額 29.7億円(43.9億円)

事業の内容

事業目的·概要

- 避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。
- そのため、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が 抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創 業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者 支援体制の整備を行います。

成果目標

● これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

事業再開等の支援及び事業継続に向けた経営力強化の促進

① 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業(基金)

事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助します。 <制度要求>特定復興再生拠点区域等での創業に対する補助率・補助上限の引上げ

② 事業再開・帰還促進交付金 【基金:積増し】

- 1)被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。
- 2) 浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、 コンテンツ開発やマーケティングに対する補助をします。

③ 人材確保支援事業【委託:継続】

事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援します。

④ 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託:継続】

事業者の販路開拓・商圏拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。

⑤ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託:継続】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行います。

⑥ 輸送等手段の確保支援事業【補助:継続】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援します。

⑦ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助:継続】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援します。

支援体制の整備

⑧ 官民合同チーム専門家支援事業 【基金】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援をします。

9 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託:継続】

事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図ります。

事業名	特定森	特定森林再生事業							
担当府省名	農林水	農林水産省							
担当部署・連	絡先材	03-3502-806	65						
NPO 等による 申請の際の		各:	都道府県の森林塾	整備事業を担当 ⁻	する部署				
予算額 (億円)	4 年 f 要求	-	24	3年度 予算額	19				
本事業の対象 対象者			市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等						
NPO 等による	申請先	都	都道府県						
分類	〇環境	<u>.</u> - П	I村・漁村等保全	事業の実施	期間	-			
事業の概要			を業化と森林資						
		の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生 を支援する。							

事業名	森林環	森林環境保全直接支援事業							
担当府省名	農林水	農林水産省							
担当部署・連	坦当部署・連絡先 林野庁整備課					55			
NPO 等による 申請の際の		各:	都道府県の森林塾	修備事業を担当 ・	する部署				
予算額 (億円)	4 年 / 要 求 容	-	371	3年度 予算額	259				
本事業の対象地域・ 対象者等			市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NP0 等						
NPO 等による	申請先	都	都道府県						
分類	〇環境	<u>f</u> • Ц	Ⅰ村・漁村等保全	事業の実施	期間	-			
事業の概要			とを図り、間伐や			道の整備、主			
	以及以	伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する。							

森林整備事業<公共>

【令和4年度予算概算要求額 147,767(124,803)百万円】

※デジタル庁計上の政府情報システム予算を含む。

く対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施 に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等を推進します。

く事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施(令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均:45万ha)

く事業の内容>

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業 35,137 (23,810) 百万円 森林資源循環利用林道整備事業 4,305 (2,448) 百万円 林業専用道整備事業 757 (563) 百万円 山村強靱化林道整備事業 2,992 (2,500) 百万円

- ① 新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を 促進することにより森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための**林道の改良等と併せた撤去**を支援 します。
- ※ 林道事業において発注・施工時期の平準化を図るため、当初ゼロ国制度を導入

2. 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業 2,384 (1,919) 百万円 27,558(25,247)百万円 水源林造成事業

- ① 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、 公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげま す。

<事業の流れ>

1/2、3/10等

定額

玉

都道府県、市町村、森林所有者等

(1、2の事業)

国立研究開発法人森林研究,整備機構

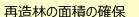
(2の事業の一部)

く事業イメージ>

カーボンニュートラルの実現に向けた対応

〇再造林の省力化・低コスト化を推進

植栽本数や下刈り回数の減 などによる造林の省力化・低 コスト化施業に対する支援を 強化

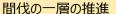


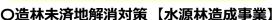


搬出間伐の集約要件、 保育間伐の齢級要件 等の見直し

〇間伐を推進







奥地水源林の造林未済地※の解 消に向けて、土地所有者が造林 未済地を市町村等に寄附すること を条件に、森林研究・整備機構が 分収造林契約により森林を造成 ※R2までの伐採箇所に限る



国土強靱化等に向けた対応

〇林道の整備や荒廃森林の再生に向けた間伐等の森林整備を実施

木材輸送の効 率化や防災機 能の向上に向け た林道の開設、 改良等を推進



- 各地の被害森林の再生を推進
- ・北海道胆振東部地震の被災 森林について奥側に広がるエリア の再生を本格的に推進

「お問い合わせ先」林野庁整備課(03-6744-2**26**8)



※ 国有林においては、直轄で実施

事業名	絆の柔	絆の森整備事業							
担当府省名	農林才	農林水産省							
担当部署・通	基絡先	林野	庁整備課			03-35	02–8065		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先			都道府県の森林塾	警備 ₹	事業を担当	する部署	3		
予算額 (億円)	4 年 要求		940の内数			807 <i>0</i>)内数		
本事業の対象 対象者			市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等						
NPO 等による	申請先	都	都道府県						
分類	〇環均	き・止	村・漁村等保全		事業の実	施期間		-	
事業の概要	市民ク	ブルー	-プ(特定非営利	活動	法人等)等	が森林	听有者か	ら受託して	
			・画等を作成し、				-		
			経施協定を締結し (4.4%) お送の数			7理・整体	備を実施	する事業を	
	文版 9	支援する(ただし林道の整備を除く)。							

事業名	漁場保	漁場保全の森づくり事業							
担当府省名	農林水	農林水産省							
担当部署·連絡先 林 野庁整備課 03-3502-8065									
NPO 等による 申請の際の		各	都道府県の森林園	೬備事業を担当	する部署				
予算額 (億円)	4 年度 要求額	_	940 の内数)内数			
本事業の対象 対象者等		市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等							
NPO 等による	申請先	都道府県							
分類	〇環境	- ц	Ⅰ村・漁村等保全	事業の実施	期間		-		
事業の概要	森林の	整備	及び保全に係る	事業であって、	森林に	よる栄養	塩類等の供		
		_)緩和等の漁場環				行うものを		
	▼支援す	る((ただし、林道の)	整備、保安施認	と事業を	除く)。			

事業名	農業用	農業用水保全の森づくり事業								
担当府省名	農林水	農林水産省								
担当部署・連続	 当部署・連絡先 林野庁整備課 03-3502-8065									
NPO 等による 申請の際の選		各	都道府県の森林塾	整備事業を担当	する部署					
予算額 (億円)	4 年度 要求客	_	940 の内数	3年度 予算額	807 の内数					
本事業の対象 対象者等		1	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結 した NPO 等							
NPO 等による	申請先	都	都道府県							
分類	〇環境	- 山	村・漁村等保全	事業の実施	期間	-				
事業の概要	森林の	整備	及び保全に係る	事業であって、	貯水池等への	良質な農業用				
		-	な供給等を図る			おいて行うも				
	のを支	援す	る(ただし、林	道の整備を除く	.).					

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和4年度予算概算要求額 94,045 (80,725) 百万円】

く対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割「令和5年度まで))
- 木材供給が可能となる育成林の資源量(20.7億m³[令和5年度まで])
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率(64%「令和7年度まで」)

く事業の内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の 目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事 業を実施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現 場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができ ます。
 - ① 農業農村分野:農地整備、農業用用排水施設整備、

海岸保全施設整備等

② 森 林 分 野: 予防治山、路網整備等

③ 水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、

海岸保全施設整備等

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



玉



都道府県



市町村等

1/2等

く事業イメージン

交付金を活用した事業例

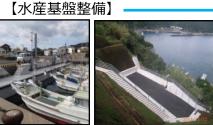
【農業農村基盤整備】







漁業作業の効率化と安全対策の ための漁港整備(岸壁改良)



漁村における津波避難対策 (避難地、避難路の整備)

【森林基盤整備





【海岸保全施設整備】



防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千鳥海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

「お問い合わせ先〕

間伐材等の搬出を実現

(農業農村分野)農村振興局地域整備課(03-6744-2200) 林野庁計画課

(03-3501-3842)

(森林分野) (水産分野) 水産庁防災漁村課

(03-6744-3392)

事業名	森林・	森林・山村多面的機能発揮対策							
担当府省名 農林水産省									
担当部署·連絡先 林野庁森林利用課 03-3502-0048							8		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先 都道府県ごとに設置される地域協議会									
予算額 (億円)	4 年 ß 要 求 奢	_	14	3 年度 14 予算額					
本事業の対象 対象者		地	地域住民、森林所有者等で組織する活動組織						
NPO 等による	申請先	都	道府県ごとに設置	置される地域協	議会				
分類	〇環境	• Д	Ⅰ村・漁村等保全	事業の実施	芭期間	令和	18年度末		
事業の概要	森林の	多面	前的機能の発揮と	ともに、関係人	ロの創出	を通	じた山村地域		
			ニティの維持・活						
			だされる活動組織 7組等を支援	か美施する森林	が保全管	理、	森 州貿源の店		
	\11 G \(\text{\text{C}}\)	用を図る取組等を支援。							

林-14 森林·山村多面的機能発揮対策(拡充)

【令和4年度予算概算要求額 1,408,319(1,404,063)千円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合(8割 [令和8年度まで])
- 地域外からの活動参加者数(関係人口を含めた活動への参加者数)が増加した活動組織の割合を毎年度増加

く事業の内容>

く事業イメージン

1. 森林·山村多面的機能発揮対策交付金 1,393,319 (1,393,319) 千円

- ① 地域住民や地域外関係者(関係人口)等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等(メインメニュー)の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修**、 関係人口の創出・維持等の活動(サイドメニュー)を支援します。
- ※ 荒廃農地の林地化に係る森林管理を行う場合は、新たに優先的に支援します。

2. 森林·山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15,000(10,744)千円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



森林•山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー



里山林景観を維持する ための活動 最大12万円/ha



侵入竹の伐採・ 除去活動 最大28.5万円/ha



最大12万円/ha

主体)

②サイドメニュー (メインメニューと組み合わせて実施)

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・機材及び資材の整備
- ・関係人口の創出・維持等の活動



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業 の自己評価(モニタリング調査等)を実施



評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証(モニタリング調査の分析等を含む)
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課(03-3502-0048)

事業名	水産多	水産多面的機能発揮対策						
担当府省名	農林水	農林水産省						
担当部署・連	当部署・連絡先 水産庁計画課					03-3501-3082		
NPO 等による 申請の際の		都道府県ごとに設置される地域協議会						
予算額 (億円)	4 年度 要求額		30 の内数	3 年度 予算額	18 の内数			
本事業の対象地域・ 対象者等			漁業者等で組織する活動組織					
NPO 等による	申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会						
分類	〇環境	• Д	村・漁村等保全	事業の実施期間 令和7年度末まで				
事業の概要		が行	系の維持・回復 う水産業・漁村の					

水産多面的機能発揮対策事業

【令和4年度予算概算要求額 3,000(1,800)百万円】

く対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復(対象水域での生物量を20%増加「令和7年度まで」)
- 安心して活動できる海域の維持(環境異変等への早期対応件数の割合を20%増加 [令和7年度まで])

く事業の内容>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境·生態系保全

① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等の活動を支援します。

② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

① 水域の監視

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。 また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

② 海洋環境の把握

NPO、ボランティアや海業に関わる人々との連携の下、海藻類によるブルーカーボンの役割を念頭に置いた**藻場モニタリング**や環境異変等の情報を収集するための海洋環境調査等の活動を支援します。

※ 上記1及び2の①に併せて実施する多面的機能の**国民に対する理解の増進**を 図る活動組織を支援します。

<事業の流れ>

定額(1/2相当)



地域協議会(県・市・漁協等)



定額

活動組織

(1の事業)

活動組織

(2の事業(2の①資機材の整備は1/2以内))

く事業イメージン

環境•生態系保全



藻場の保全(ウニの駆除)



干潟等の保全(干潟の耕うん)



災害時の流木の回収・処理



3シ帯の保全



流域における植林

海の安全確保



国境・水域の監視



藻場モニタリング (藻場の位置や面積を把握

[お問い合わせ先] 水産庁計画課 (03-3501 3782)

環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム 事業費							
環境省							
絡先	大臣官房環境計画課				03-5521-8328		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先							
	_	5		3年度 予算額	5		
本事業の対象地域・ 自治体、企業、NGO、NPO等							
NPO 等による申請先 -							
〇環境・山村・漁村等保全 事業の実施期間 -							
「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月閣議決定) で提唱した「地							
域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境							
で地方を元気にしていくため、地域循環共生圏づくりプラットフォ							
ームを構築し、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル							
を聞ぶたに等门家が一名の形成・派遣等による事業化文機に取り組 み、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。							
	事 環 絡 閣絡 せい	事 環	事業費環境省 大臣官房環境計画課 付款・	事業費 環境省 大臣官房環境計画課 付款・	事業費 環境省 大臣官房環境計画課	事業費 環境省	事業費 環境省

環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費























【今和4年度要求額 500百万円(500百万円)】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大 限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地 域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①~④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の 核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化 などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、 必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対して フィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動(シンポジウム等の開催、 国内外への発信)等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態

共同実施/請負事業

■共同実施先・請負先

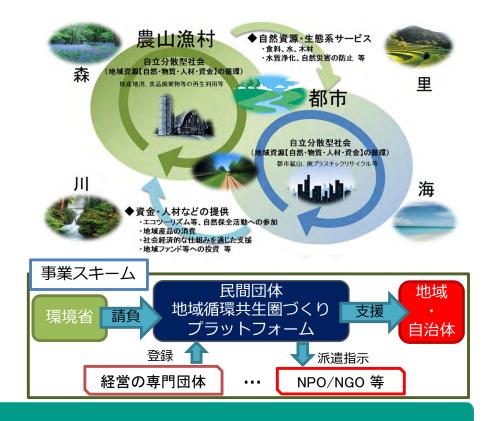
地方公共団体/民間事業者・団体

■実施期間

令和元年度~令和5年度(予定)

4. 事業イメージ

地域循環共生圏



お問合せ先: 環境省大臣官房環境計画課 電話:03-5521-8328

事業名	NPO 等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業						
担当府省名	内閣府 (復興庁にて一括計上)						
担当部署・連絡先 内閣府政策統括官(経済社会シス テム担当) 03-6257-1514					4		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先 岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局							
予算額 (億円)	4年度 要求額	1. 2	3年度 予算額	1. 2			
本事業の対象 対象者等	初	被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等					
NPO 等による申請先 岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局							
分類	分野横断		分野横断	分野横断			
事業の概要	復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災						
	者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりょく)」を						
	活かして復興・被災者支援を行う取組*1や、復興・被災者支援を行う						
	NPO 等の絆力を強化するための取組 ^{※2} に対して支援を行う。						
	※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニテ						
	ィ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向						
	けた取組、中間支援の取組						
	※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくための マッチング・交流等(各県が実施)						

NPO等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))

4年度概算要求額 117百万円 【復興特会】

(3年度当初予算額 123百万円)

事業概要•目的

- ○東日本大震災の被災地等では、復興・創生期間の終盤に再 建された地域のコミュニティ形成や高齢者等の心のケア等 の取組について引き続き対応が必要であり、地域や復興段 階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災 者支援を図ることが重要な課題となっています。
- 〇このような状況の中、被災者、行政、支援者等との「絆」 を活かした共助の活動により、行政の手の行き届かない 様々な復興・被災者支援に大きな役割を担ってきたNPO 等の活動への期待は引き続き大きく、これらのNPO等に 対する支援について被災3県からも強い要望があります。
- 〇上記を踏まえ、被災地等の新たな地域社会の絆(地域コミュニティ)の形成や被災者の心のケア等の課題に対応するため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりょく)」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進します。

事業イメージ・具体例

- 〇NPO等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組 や復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するた めの取組(①~⑤)に対して支援を実施します。
 - ①被災者等の見守りやカウンセリングといった被災者の 心のケア、健康・生活支援に向けた取組
 - ②被災者間や被災者と行政・支援者等との連携・交流、 被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場 づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた 取組
 - ③原子力災害により避難した方々の避難先での交流、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組
 - ④復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや 情報の提供等によりサポートする中間支援の取組
 - ⑤復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、専門家等)や他団体等と結びつくためのマッチング・交流、審査委員会等の実施(県が実施)

期待される効果

〇行政では手の回らない多様化する復興に必要な取組や被災者 のニーズに対して、NPO等による、現場の視点に基づいた きめ細かい支援が継続して実施されます。

41

	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業							
事業名	(つながり創出を通じた地域活性化支援事業)							
和业点办点	経済産	業省						
担当府省名	(復興	!庁にて						
	経済産業省大臣官房福島復興推進グ							
担当部署・連絡先		レープ 福島事業・なりわい再建支 03-3501-1356						
1100 651 - 1 - 7		援室						
NPO 等による相談・ 福島事業・なりわい再建支援室								
予算額	4年	度	29.7の内数	3年度	43.9の内数			
(億円)	要求	額	29. / 07 7] 安义	予算額	10. 0 07 132			
				、法人、団体(作)。		
		なお、以下の要件を満たす必要あり。						
		i) 12 市町村内で実施する取組の場合 申請法人・団体の中に1名以上、12 市町村で被災された方						
	が含まれること。							
本事業の対象	地域 •	ii)12 市町村外で実施する取組の場合						
対象者等	申請法人・団体の代表者が、12 市町村で被災された方であ							
		ること。かつ、申請法人・団体の中に5名以上、12市町村						
	で被災された方が含まれること。							
		(※) 12 市町村:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢						
		葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾						
	村及び飯舘村							
NPO 等による	申請先	執行[執行団体					
分類	分野横	分野横断		事業の実施期間	_			
事業の概要	12 市田	12 市町村の被災者の方々によるつながりの創出等を通じ、地域の活				地域の活		
	性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支							
	援。							

福鳥新産業・雇用創出推進室

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

令和4年度概算要求額 29.7億円(43.9億円)

事業の内容

事業目的·概要

- 避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。
- そのため、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が 抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創 業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者 支援体制の整備を行います。

成果目標

● これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

事業再開等の支援及び事業継続に向けた経営力強化の促進

① 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業(基金)

事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助します。 <制度要求>特定復興再生拠点区域等での創業に対する補助率・補助上限の引上げ

- ② 事業再開・帰還促進交付金 【基金:積増し】
 - 1)被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。
 - 2) 浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、 コンテンツ開発やマーケティングに対する補助をします。
- ③ 人材確保支援事業【委託:継続】

事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援します。

④ 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託:継続】

事業者の販路開拓・商圏拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。

⑤ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託:継続】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行います。

⑥ 輸送等手段の確保支援事業【補助:継続】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援します。

⑦ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助:継続】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援します。

支援体制の整備

⑧ 官民合同チーム専門家支援事業 [基金]

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援をします。

⑨ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託:継続】

事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図ります。